経済産業大臣

茂木　敏充　様

東電和解案拒否に関する
要　求　書

平成２６年７月２４日

浪　江　町　長　　　馬場　有

浪江町行政区長会長　　　佐藤　秀三

原子力損害賠償支援機構法は「賠償の迅速かつ適切な実施」を目的の一つとする。東電はこの目的達成のため、大臣に対し「和解仲介案の尊重」を誓約し（新・総合特別事業計画「３つの誓い」)、「円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである」と認定を受け、最大９兆円の資金援助を受けることになった。

東電の和解案拒否は、町民の苦しみを理解しようとせず、町民が受けた深刻な被害を更に増幅させるものであることはもちろん、大臣に対する誓約を反故にして違法に資金援助を得るものであり、許されるべきではない。

よって、下記のとおり要求する。

記

東電が作成し、大臣が認定した「特別事業計画」に基づき、和解案を速やかに受諾するよう東電に命じていただきたい。